

# 学校給食共同調理場建替事業

## 実施方針

平成 28 年 4 月 13 日

白井市



## — 目 次 —

<b>第 1 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	6
<b>第 2 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>7</b>
1 事業者の募集及び選定方法.....	7
2 事業者の募集及び選定の手順.....	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	11
4 審査及び選定に関する事項.....	15
<b>第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>17</b>
1 責任分担に関する基本的な考え方.....	17
2 予想されるリスクと責任分担.....	17
3 事業の実施状況の監視.....	17
<b>第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>22</b>
1 立地条件等.....	22
2 施設要件.....	23
<b>第 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	<b>24</b>
<b>第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>25</b>
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	25
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	25
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	25
4 金融機関と市の協議（直接協定）.....	25
5 その他.....	25
<b>第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>26</b>
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	26
2 その他の支援.....	26
<b>第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>27</b>
1 議会の議決.....	27
2 入札に伴う費用負担.....	27
3 実施方針に関する問合せ先.....	27

様式 1 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見書



## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

学校給食共同調理場建替事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者等の名称

白井市長 伊澤 史夫

(3) 事業の目的

白井市（以下、「市」という。）においては、昭和 54 年に学校給食共同調理場が開設され、市内全小中学校で完全給食を実施している。現在、共同調理場から、小学校 8 校、中学校 4 校への給食提供を行っている。

また、平成 6 年には桜台小学校、桜台中学校の新設に伴いそれぞれに単独調理場が設置され、桜台小学校で 417 食、桜台中学校は 292 食を提供している。

共同調理場については、開設から 37 年が経過し施設や設備の老朽化が激しく、現在の学校給食衛生管理基準を満たしていない部分もある。

さらに、学校給食を取り巻く環境が変化する中、平成 21 年制定の学校給食衛生管理基準への対応、食物アレルギーへの対応、食育への取り組み等、様々な課題を抱えている。

本事業では、安全安心で豊かな学校給食を提供する必要性から、学校給食衛生管理基準に基づき HACCP の考え方を取り入れ、安全管理や衛生管理面に特に配慮し、さらに時代に合った食文化の継承や効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設を整備し、安全でおいしい給食を提供するとともに、長期的な観点にたった給食の質を確保し、良好な施設の維持管理や整備運営コストの縮減を目指すことを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）に基づく事業手法の導入を図るものである。

#### (4) 基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、PFI 事業者（以下「事業者」という。）が本施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

市は、本事業において、以下の事項が、民間のノウハウ等を活用し実現されることを期待している。

##### ア 安全で安心な学校給食の実施

（HACCP の考えに基づいた衛生管理が徹底し、アレルギー食の提供が出来る学校給食の実施）

##### イ 栄養バランスを考えたおいしい給食の提供

##### ウ 食育の推進

##### エ 地産地消の推進

##### オ 環境に配慮した施設

##### カ 災害時に対応した施設

##### キ 効率的な運営

#### (5) 事業の内容

##### ア 施設の概要

（ア） 事業用地：白井市復 1323 番 15 他

（イ） 敷地面積：約 7,580 m<sup>2</sup>

（ウ） 供給能力：6,500 食／日（1 献立方式）

（エ） 供給対象校：市内の小・中学校

（オ） 備考：食物アレルギー対応については、除去食及び代替食を基本とし、50 食／日とする。

##### イ 事業方式

事業者が施設を整備し、市に施設の所有権を移転したのち、維持管理業務及び運營業務を実施する BTO 方式（Build Transfer Operate）とする。

##### ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

（ア） 施設整備期間 事業契約締結日から平成 31 年 1 月末

（イ） 開業準備期間 平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月末（2 ヶ月間）

（ウ） 運営期間 平成 31 年 4 月から平成 46 年 7 月末（15 年 4 ヶ月間）

##### エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

##### （ア） 施設整備業務

a 事前調査業務

b 各種許認可申請等業務及び関連業務

- c 設計業務
- d 工事監理業務
- e 建設業務
- f 調理設備調達・搬入設置業務
- g 調理備品調達・搬入設置業務
- h 事務備品・食器・食缶等調達・搬入設置業務
- i 外構整備・植栽整備業務
- j 配送車両調達業務
- k 既存学校給食センターの解体・撤去業務
- l 竣工検査及び引渡し業務
- m その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(イ) 開業準備業務

- a 開業準備計画書の作成
- b 各種設備・備品等の試運転
- c 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- d 開業準備期間中の施設の維持管理
- e 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- f 従業員等の研修
- g 調理リハーサル
- h 配送リハーサル
- i 試食会の開催支援
- j 事業説明資料の作成
- k DVD 紹介資料の作成
- l 開所式の支援
- m その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(ウ) 維持管理業務

- a 建築物維持管理業務
- b 建築設備維持管理業務
- c 調理設備維持管理業務
- d 什器備品・食器・食缶等維持管理業務（市事務室内の事務備品を除く）
- e 植栽・外構維持管理業務
- f 清掃業務（市職員用事務室を含む）
- g 警備業務
- h その他附帯施設に関わる維持管理業務
- i その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(エ) 運營業務

- a 日常の検収支援業務
- b 給食調理業務
- c 洗浄等業務
- d 配送及び回収業務
- e 配膳業務
- f 廃棄物処理業務
- g 衛生管理業務
- h 配送車両維持管理業務
- i 献立作成・食材調達支援業務
- j その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- a 献立作成・栄養管理業務
- b 食材調達・検収業務
- c 食数調整業務
- d 教室内配膳等業務
- e 給食費の徴収管理業務
- f 配送校の調整
- g 市職員用事務室に関する引越業務
- h 直接搬入品（パン、牛乳等）の調達・各配送校への運搬業務（市が別途発注した搬入事業者が実施）
- i 直接搬入品の容器等（牛乳ケース等）回収業務（市が別途発注した搬入事業者が実施）※パン箱の運搬・回収を除く
- j 市職員用事務室内事務備品の保守管理・更新業務

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設整備の対価のうち、一定の額について、「学校施設環境改善交付金」及び「学校教育施設等整備事業債」等を活用して、事業者へ一括払いを行う予定である。
- (イ) 市は、事業者が実施する施設整備及び開業準備への対価のうち、前記（ア）の一括払いを行う額を控除した額について、運営期間中に、事業者へ割賦により支払う。
- (ウ) 市は、事業者が実施する維持管理及び運営の対価を運営期間にわたって事業者を支払う。
  - a 維持管理及び運営の対価は固定料金と、変動料金で構成されるものとする。固定料金には、維持管理業務にかかる費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する運營業務等にかかる費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については事業者の提案に委ねる。
  - b 維持管理及び運営の対価は、物価変動に基づき、年に1回改定する。詳細は、入札公告時に示す。

(6) 事業のスケジュール（予定）

- ア 落札者の決定 平成 28 年 12 月  
※落札者は、平成 29 年 1 月下旬までに、本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)を会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として市内に設立する。
- イ 仮契約の締結 平成 29 年 2 月
- ウ 事業契約の締結 平成 29 年 3 月
- エ 施設の設計・建設 事業契約締結日～平成 31 年 1 月末
- オ 開業準備 平成 31 年 2 月～平成 31 年 3 月末（2 ヶ月間）
- カ 施設の維持管理・運営 平成 31 年 4 月～平成 46 年 7 月末（15 年 4 ヶ月間）

(7) 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI 法に基づく特定事業として選定する。

### (2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成 28 年 4 月 13 日（水）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
平成 28 年 4 月 20 日（水）	実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会
平成 28 年 4 月 20 日（水）～5 月 11 日（水）	実施方針及び要求水準書（案）への質問・意見の受付
平成 28 年 6 月 1 日（水）	実施方針及び要求水準書（案）への質問・意見に対する回答
平成 28 年 7 月上旬	特定事業の選定・公表
平成 28 年 7 月上旬	入札公告及び入札説明書等の公表
平成 28 年 7 月上旬	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成 28 年 7 月中旬	入札説明書等に関する質問の受付
平成 28 年 8 月上旬	入札説明書等に関する質問に対する回答
平成 28 年 9 月上旬	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成 28 年 9 月中旬	参加資格審査結果の通知
平成 28 年 11 月上旬	入札書類及び提案書類の受付
平成 28 年 12 月	落札者決定及び公表
平成 29 年 1 月	基本協定締結
平成 29 年 2 月	仮契約締結
平成 29 年 3 月	事業契約締結

(2) 募集及び選定の手続き等

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書に示す。

ア 実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会

実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会を、以下のとおり開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等について、説明を行う。

・日 時：平成 28 年 4 月 20 日（水） 14 時 30 分～  
・場 所：白井市役所 6 階正庁  
〒270-1492 千葉県白井市復 1123 番地  
・問合せ先：白井市教育委員会 教育部 教育総務課  
学校給食センター建設準備室  
電 話：047-492-1111（内線 3416、3417） FAX：047-492-6377  
E-mail：kyusyokujyunbi@city.shiroi.chiba.jp  
※事前の申込は不要とする。ただし、参加状況によっては、1 社あたりの人数を制限することがある。  
※説明会での実施方針及び要求水準書（案）の配布は行なわない。

イ 実施方針及び要求水準書（案）への質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。  
受付期間：平成 28 年 4 月 20 日（水）午前 9 時～5 月 11 日（水）午後 5 時まで  
受付方法：実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書（第 1 号様式）に記入のうえ、白井市教育委員会教育部教育総務課学校給食センター建設準備室まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。なお、電話・訪問等による口頭での質問、意見の受付は一切行わない。

E-mail：kyusyokujyunbi@city.shiroi.chiba.jp

ウ 実施方針及び要求水準書（案）への質問・意見に対する回答

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答を、平成 28 年 6 月 1 日（水）までに市ホームページにおいて公表する。

エ 特定事業の選定・公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見等を踏まえ、本事業を特定事業として選定した場合は、市ホームページにおいて公表する。

オ 入札公告及び入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 28 年 7 月上旬に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）（以下、これらを総称して「入札説明書等」という。）を市ホームページにおいて公表する。

カ 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催を予定している。なお、詳細については、入札説明書に示す。

キ 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付方法：入札説明書に添付する質問書に記入のうえ、白井市教育委員会教育部教育総務課学校給食センター建設準備室まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。なお、電話・訪問等による口頭での質問の受付は一切行わない。

E-mail : kyusyokujyunbi@city.shiroi.chiba.jp

ク 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関係し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

ケ 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けることとする。

コ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

サ 入札書類及び提案書類の受付

参加資格審査通過者に対し、入札書類及び提案書類の提出を求める。

シ 落札者の決定・公表

提出された入札書類及び提案書類について、総合的に評価を行い、学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）（第24(1)に記載）の審査を経て、落札者を決定する。審査結果及び落札者については、速やかに提案書類を提出した者に通知するとともに公表する。

ス 基本協定締結

市と落札者は、事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

セ 仮契約締結

落札者は、本事業を実施するため、SPCとして会社法に定める株式会社を仮契約調印の日までに設立し、市はそのSPCと仮契約を締結する。

ソ 事業契約締結

白井市議会の議決を経た後に、市とSPCは、事業契約を締結する。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本施設の設計・工事監理を実施する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設に調理設備を搬入・設置する企業（以下「調理設備企業」という。）、本施設の運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）及び本施設の維持管理を実施する企業（以下「維持管理企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、調理設備企業、運営企業及び維持管理企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。なお、設計企業は、同一の企業が設計業務と工事監理業務を実施しなければならない。
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、設計企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。
- (ア) 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業
- (イ) 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
- (ウ) 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- エ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。ただし、市と落札した入札参加者との間で、事業契約が締結された後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- オ 落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

カ 入札参加者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に、市に通知することとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件のいずれにも該当しなければならない。

ア 平成 28・29 年度の白井市建設工事等入札参加業者適格者名簿に登載されていること。

イ 千葉県、東京都、埼玉県又は茨城県に本店（社）、営業所、事業所を有する者。

ウ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社は（ア）から（ウ）の要件を満たしていること。

（ア）建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ）市または国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 2,500 ㎡以上の公共施設（平成 18 年 4 月以降に竣工したものに限り。）の実施設計を完了した実績を有していること。

（ウ）ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設（健康増進法に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）（平成 18 年 4 月以降に竣工したものに限り）の実施設計を完了した実績を有していること。

エ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社は（ア）から（ウ）の要件を満たしていること。

（ア）建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

（イ）建築工事一式において、直近の千葉県における県内・県外建設業者格付け基準が 1,200 点以上であること。

（ウ）市または国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 2,500 ㎡以上の公共施設の建築工事（平成 18 年 4 月以降に竣工したものに限り）について、施工した実績を有していること。なお、JV で施行した場合は、JV への出資比率が 30%以上であること。

オ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。

平成 18 年 4 月以降で、参加資格確認基準日までに、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設において、調理設備を納入した実績を有していること。

カ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

平成 18 年 4 月以降で、参加資格確認基準日までに、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設において、調理業務を行った実績を有していること。

### (3) 構成員の制限

参加資格確認基準日において次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 白井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けているもの
- ウ 白井市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を、参加資格確認基準日から開札の日までの間に受けたもの
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は入札書類及び提案書類の提出日 6 カ月以内に手形、小切手を不渡りした者
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- キ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
  - ・東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2
- ケ 本事業の審査を行う委員会の委員（第 2 4 (1) に記載）又は、委員が属する組織、企業若しくはその組織、企業と資本面若しくは人事面で関係のある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

### (4) 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認基準日から、事業契約締結の日までの間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は次の措置を講ずる。

- ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

(5) 構成員の変更

参加資格確認基準日から、事業契約締結の日までの間に、入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、代表企業以外の構成企業及び協力企業の変更については、当該変更により事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。

(6) その他

市の参加資格を有しない者が、入札への参加を希望する場合であっても、市は追加の入札参加資格の登録を受け付けない。

## 4 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査及び選定に関する基本的考え方

事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者等で構成する委員会が入札書類及び提案書類の審査を行い、市は、委員会の審査により選定された最優秀提案者をもとに、落札者を決定する。

なお、委員会の構成は、次のとおりである。

[学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会]

委員	安登 利幸	亜細亜大学大学院 アジア・国際経営戦略研究科 教授
委員	中山 茂樹	千葉大学大学院 工学研究科 教授
委員	堀端 薫	女子栄養大学 栄養学部 准教授
委員	阪野 雄	P T A 代表
委員	高橋 紀子	小学校長
委員	倉敷 まりえ	市民公募
委員	米山 一幸	白井市教育長

### (2) 審査の方法

#### ア 参加資格審査

参加表明時に提出される参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、その結果を入札参加者に通知する。

#### イ 入札書類等審査

あらかじめ設定する「落札者決定基準」に従って、委員会において入札書類等の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化して行う。

### (3) 入札書類等の取り扱い

#### ア 著作権

本事業に関する入札書類及び提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表その他市が必要と認める時には、市は入札書類及び提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、PFI 法第 11 条に基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には使用しない。なお、提出された入札書類及び提案書類は返却しない。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、

施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### **第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 責任分担に関する基本的な考え方**

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

#### **2 予想されるリスクと責任分担**

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として次表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等において示すものとする。

#### **3 事業の実施状況の監視**

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、入札説明書等において示すものとする。

また、事業者の実施する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、入札説明書等において示すものとする。

表 リスク分担表

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	公表資料の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う調査、建設、維持管理、事業者の提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	14	入札説明書において規定する、入札書類及び提案書類に使用する基準金利日から事業契約書において規定する実際の支払額に使用する基準金利日までの金利変動	○	
		15	事業契約書において規定する実際の支払額に使用する基準金利日以降の金利変動		○
	物価変動（※1）	16	施設供用開始前のインフレ・デフレ	○	△
		17	施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	△
	資金調達	18	本事業に必要な資金の確保に係る費用		○
	本事業の中止・延期	19	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		20	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	21	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力（※2）	22	不可抗力による損害	○	△

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
契約前	入札費用	23	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	24	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		25	議会の議決が得られない	△	△
		26	市の帰責事由による契約締結遅延等	○	
調査・設計	測量・調査	27	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		28	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	29	市の帰責事由により変更する場合	○	
		30	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	31	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		32	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	33	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		34	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	35	本施設建設予定地の確保に関するもの	○	
		36	本施設建設予定地以外の、本施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	37	本施設建設予定地の土壌汚染の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの		○
		38	本施設建設予定地の地下埋設物の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの		○
		39	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	40	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	41	市の帰責事由によるもの	○	
		42	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	43	市の帰責事由によるもの	○	
		44	事業者の帰責事由によるもの		○

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
建設	要求性能未達	45	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	46	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	47	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
維持管理・運営	運営開始の遅延	48	市の帰責事由によるもの	○	
		49	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	50	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	51	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	52	事業者の行う維持管理運営業務の内容が入札説明書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	53	市の帰責事由によるもの	○	
		54	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	55	市の帰責事由によるもの	○	
		56	不可抗力を除く事故・災害による施設等の損傷		○
		57	配送車の故障		○
	施設瑕疵	58	瑕疵担保期間内 ※要求水準書にて示す期間内		○
		59	瑕疵担保期間終了後	○	
	需要変動（※3）	60	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		61	生徒数・教職員数の変動によるもの	△	○
		62	残渣の変動		○
異物混入	63	検収時における調達食材の異常	○		
	64	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○		
	65	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○	
	66	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○	
	67	調理・配送における異物混入等		○	

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	アレルギー対応リスク	68	アレルギー等をもつ児童生徒の情報収集不備、アレルギー等情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		69	突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー等物質による）	○	
		70	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延リスク	71	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		72	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		73	調理の遅延によるもの		○
		74	事業者の交通事故による遅延		○
		75	食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大リスク	76	配送校の変更による運搬費の増大	○	△
77		交通事情の悪化による運搬費の増大		○	
移管	性能確保	78	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	79	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴うもの		○

○：主分担 △：従分担

(※1) 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は市。

(※2) 一定範囲の損害は事業者。

(※3) 一定範囲の変動は事業者、それ以上の変動は市。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地条件等

- |                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| (1) 所在地        | 白井市復 1323 番 15 他                   |
| (2) 面積         | 約 7,580 m <sup>2</sup>             |
| (3) 周辺道路の状況    | 敷地南側：千葉ニュータウン北環状線<br>敷地東側：国道 16 号線 |
| (4) 都市計画       |                                    |
| ア 都市計画区域       | 市街化区域                              |
| イ 用途地域         | 準工業地域                              |
| ウ 防火区域         | なし                                 |
| エ 高度地区         | 第 2 種高度地区                          |
| オ その他の地域区域     | 復インターチェンジ周辺地区地区計画該当地域              |
| カ 建ぺい率・容積率     | 60%・200%                           |
| (5) インフラ整備状況   |                                    |
| ア 電気           | 敷地南側道路に架空配電線が設置                    |
| イ ガス           | 敷地周辺道路にガス管（口径 200mm）が敷設            |
| ウ 上水道          | 敷地周辺道路に水道管が敷設                      |
| エ 下水道          | 敷地周辺道路に下水道管が敷設                     |
| (6) 埋蔵文化財包蔵地登録 | なし                                 |
| (7) 既設建物       | なし                                 |

※上記の立地条件等は、参考として示すものである。入札参加者は、本事業の検討等にあたって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

## 2 施設要件

### (1) 基本的考え方

施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で示すが、ドライシステム、汚染・非汚染区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

### (2) 施設機能

本施設の基本的な構成は、以下を想定している。なお、施設・設備等に要求する詳細な機能水準については、要求水準書に示す。

区域区分		諸 室 等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、書庫・倉庫、更衣室、便所、給湯室 等
	共用部分	研修室兼会議室、アレルギー相談室及び打合せ室、見学用通路、玄関、外来者用便所、多目的便所、廊下等
	事業者専用部分	事業者用事務室、配送員控室、機械室・電気室・ボイラー室 等
給食エリア	汚染作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、泥落とし室、下処理室、冷蔵庫、冷凍庫、食品庫、米庫、計量室、洗米室、物品倉庫、器具洗浄室、廃棄物庫、油庫 等 [洗浄ゾーン] 回収用風除室、洗浄室、残渣庫、特別洗浄室 等
	非汚染作業区域	[調理ゾーン] 手作り加工室、野菜上処理室、揚物・焼物・蒸し物室、煮炊き調理室、和え物前処理室、和え物室、アレルギー除去食調理室、炊飯室、器具洗浄室 等 [配送・コンテナプールゾーン] 発送前室、コンテナプール 等
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理員用更衣室、調理員用休憩室、洗濯・乾燥室、調理員用便所、廃棄物庫、備蓄倉庫 等
付帯施設	排水処理施設、受水槽、植栽、駐車場、駐輪場、敷地内通路、門扉及び塀、防火水槽 等	

## **第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告等を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者の倒産又は事業者の財務状況の著しい悪化、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前 2 号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、事業者は、生じる損害について、賠償を求めることができるものとする。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

### 4 金融機関と市の協議(直接協定)

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結することがある。

### 5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

- (1) 本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを事業者に無償で使用させる。
- (2) 事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

### **2 その他の支援**

市は、事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成28年第2回白井市議会定例会に、また、事業契約の締結に関する議案は、平成29年第1回白井市議会定例会に提出することを予定している。

### 2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- ・ 問合せ先：白井市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター建設準備室
  - ・ 場 所：〒270-1492 千葉県白井市復 1123 番地
- 電 話：047-492-1111（内線 3416、3417） FAX：047-492-6377
- E-mail： kyusyokujyunbi@city.shiroi.chiba.jp
- 白井市ホームページアドレス <http://www.city.shiroi.chiba.jp/index.html>